

## ○低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 12 日 国自環第 176 号

国自旅第 266 号

国自貨第 137 号

### (総則)

第 1 条 低公害車普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通網形成計画、都市の低炭素の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素まちづくり計画、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等地域の計画と連携をはかりつつ、以下の事業を実施することにより、地域交通分野の環境負荷低減等を促進し、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全及び改善を図ることを目的とする。

- 一 3 大都市圏、環境未来都市、観光地、定住自立圏形成協定締結市町村等の地域において、電気バス等（電気バス、プラグインハイブリッドバスをいう。以下同じ。）及び燃料電池タクシー、超小型モビリティの集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的的事业に要する経費の一部を支援する事業（以下「事業Ⅰ」という）。
- 二 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックの導入に要する経費の一部を支援する事業（以下「事業Ⅱ」という）。
- 三 優良ハイブリッド自動車（優良ハイブリッドバス及び優良ハイブリッドトラックを総称したもの、以下同じ。）CNGバス、CNGトラックの導入に要する経費の一部を、国が、地方公共団体その他これに準ずるものとして国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認めた者（以下「地方公共団体等」という。）と協調して支援する事業（以下「事業Ⅲ」という）。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「3 大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 1 項、中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項及び近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 2 条第 1 項に定める地域をいう。
- 二 「環境未来都市」とは、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の 21 の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた環境未来都市構想により選定された都市をいう。
- 三 「定住自立圏形成協定締結市町村」とは、「定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日、総務省自治行政局策定）」に基づき、中心市宣言市及び定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村をいう。
- 四 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」

という。)を含む。)をいう。

五 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。

六 「CNG自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。

七 「電気バス」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であつて旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上のものをいう。

八 「プラグインハイブリッドバス」とは、プラグインハイブリッド自動車であつて旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上のものをいう。

九 「CNGバス」とは、CNG自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車をいう。

十 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されているもの。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準に適合する自動車）をいう。

十一 「電気タクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下のものをいう。

十二 「プラグインハイブリッドタクシー」とは、プラグインハイブリッド自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下のものをいう。

十三 「燃料電池タクシー」とは、燃料電池自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下のものをいう。

十四 「電気トラック」とは、電気自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

十五 「CNGトラック」とは、CNG自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

十六 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 10 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 21 年排出ガス基準」という。）に比して窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を 10%抑制できる性能を備えた自動車）をいう。

十七 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。

十八 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170

号) 第 38 条第 1 項に規定する電気工作物をいう。) であって専ら電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー及び電気トラック に充電するための設備のうち、大臣が指定するものをいう。

十九 「電気自動車駆動用蓄電池」とは、電気エネルギーを科学エネルギーに変換して蓄え、必要に応じて電気エネルギーに還元することによって電気エネルギーとして使用できる仕組みを持った蓄電池であって、電気自動車用に用いられるものをいう。

二十 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業(以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。)及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)をいう。

二十一 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号) 第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業(以下「一般貨物自動車運送事業」という。)、貨物利用運送事業法(平成元年法律第 82 号) 第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業(以下「第二種貨物利用運送事業」という。)その他事業をいう。

二十二 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

二十三 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

二十四 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

二十五 「一般貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

二十六 「第二種貨物利用運送事業者」とは、第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。

二十七 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し(電気バス等の導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。)を業とする者をいう。

二十八 「地方公共団体」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 1 条の 3 に定めるもののうち、都道府県、市町村及び特別区をいう。

二十九 「協議会」とは、地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。

#### (補助対象事業等)

第 4 条 事業Ⅰ、事業Ⅱ又は事業Ⅲの内容、これらの事業の実施者(以下「補助対象事業者」という。)の要件並びにこれらの事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率、補助金の額及び交付申請の資格要件は別表に定めるとおりとする。

#### (交付申請)

第 5 条 補助対象事業者が事業Ⅰ、事業Ⅱ又は事業Ⅲに係る補助金の交付を受けようとするときは、速やかに第 1 号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長(神戸運輸監理部長を含まず沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 事業Ⅰにおいて、複数年度事業を行う補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各年度の予算成立の日以降、速やかに第 1 号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 事業Ⅱ又は事業Ⅲにおいて、補助対象事業者が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日(大臣が別に定める場合はその定める日)までの間に、事業Ⅱ又は事業Ⅲにより導入される

自動車の新車新規登録をし、又は事業Ⅱ又は事業Ⅲにより導入される自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受ける場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出することができる。

- 4 地方運輸局長は、第1項から前項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付の決定及び通知等)

第6条 大臣は、前条第4項の規定により地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書にて交付決定の内容及び留意事項を地方運輸局長に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び留意事項を通知するものとする。

- 3 事業Ⅱ又は事業Ⅲにおいて、大臣は、前条第4項の規定により地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定及び額の確定の内容及び留意事項について地方運輸局長に通知するものとする。

- 4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び額の確定並びに留意事項について通知するものとする。

- 5 前項の規定により交付決定及び額の確定の内容及び留意事項について通知を受けた補助対象事業者に関しては、第8条から第12条までの規定は適用しないものとする。

- 6 大臣は、第1項及び第3項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第2項又は第4項による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 地方運輸局長は、前項の規定による届出書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付決定事業の計画変更の申請)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容及び補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式による事業の中止(廃止)承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付決定事業の遂行が困難となったときは、速やかに第10号様式による事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日(大臣が別に定める場合はその定める日)までに第11号様式による実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項において、同一の補助事業者が複数の自動車を導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。

3 地方運輸局長は、第1項の規定(前項の規定を適用する場合を含む。)による実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 大臣は、前条第3項の規定により地方運輸局長から進達された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、第12号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第14号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40 年大蔵省令第 15 号) を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間 (以下「財産処分制限期間」という。) を経過するまでは、大臣の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して処分 (使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。) してはならない。

- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 15 号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益 (当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額) が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 大臣は、次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
  - 二 交付申請 (第 8 条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの) の内容と異なる使用等をした場合。
  - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請 (第 8 条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの) の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第 12 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 大臣は、第 1 項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(返還・納付命令)

第 16 条 大臣は、第 14 条第 4 項の規定により補助金返還額、国庫納付額が確認された場合、前条第 3 項の規定により申請者に通知した場合又は別表備考※ 3 による報告において補助金返還相当額が確認された場合は、その額について補助金の返還・納付を命ずるものとする。

(帳簿の保存義務)

第 17 条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年度予算から適用する。ただし、平成 29 年度予算に帰属する事業で新たに補助金の交付を受けようとするものについても、本要綱を適用する。
- 2 低公害車普及促進対策費補助金交付要綱 (平成 30 年 3 月 30 日 国自環第 192 号、国自旅第 321 号、国自貨第 177 号) は廃止する。ただし、平成 31 年 3 月 12 日以前に旧要綱の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

事業 I			
事業の内容 ※1	電気バス等、燃料電池タクシー及び超小型モビリティの集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事业を行う場合における当該電気バス等、燃料電池タクシー及び超小型モビリティ又は電気自動車用充電設備等の導入（使用過程車の電気バス等への改造による導入を含む。）		
	電気バス等、燃料電池タクシーの新規導入（使用過程車の改造による電気バス等の導入を含む）	超小型モビリティの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの	1. 地方公共団体 2. 協議会 3. 民間事業者等 ※2	左記要件のどちらかを満たす者
補助対象経費	車両本体価格（電気バス等、燃料電池タクシーへの改造に要する経費を含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気バス等に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。	車両本体価格	1. 電気自動車用充電設備の導入費用 （1）急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） （2）非接触式充電設備の導入費用 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用 （本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。） 3. 車載器の導入費用 4. 電気自動車駆動用蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用等は除く。）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3 ただし、電気自動車用充電設備の導入費用のうち、工事費については実額（ただし別途定める上限額を超えるものは上限額）とする。		
補助率	1/3（ただし、国土交通省自動車局長により、特に先駆的であると認められた事業については1/2）※3		
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）事業 I の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 （2）補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額）		
補助金交付申請要件	第5条第1項に定める交付申請書の提出は、上記補助対象事業者要件を満たし、国土交通省自動車局長により、補助対象事業者としての認定を受けた者のみができる。		
備考	事業 I にあっては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。		

事業Ⅱ		
事業の内容	電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック及び電気自動車用充電設備等の導入（使用過程車の電気自動車への改造による導入を含む。）	
※1	電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの	
補助対象経費	車両本体価格（太陽光発電等駆動用蓄電池に動力源となる電気を供給する設備が組み込まれている場合は、その費用も含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。	1. 電気自動車用充電設備の導入費用 (1) 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） (2) 非接触式充電設備の導入費用 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。） 3. 電気自動車駆動用蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用等は除く。）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3 ただし、電気自動車用充電設備の導入費用のうち、工事費については実額（ただし別途定める上限額を超えるものは上限額）とする。	
補助率	電気自動車の導入… 1 / 4 プラグインハイブリッド自動車の導入… 1 / 5	1 / 4
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業Ⅱの実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	
補助金交付申請要件	第5条第1項又は第3項に定める交付申請書の提出は、次の各号うち、第1号から、第3号又は第1号、第2号及び第4号の要件を満たす者のみができるものとする。 一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた者 二 電気自動車駆動用蓄電池の導入にあたっては、過去に低公害車普及促進対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であって、蓄電池に一定の劣化が認められるものを対象とする。	
備考	事業Ⅱにあっては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。	

事業Ⅲ	
事業の内容 ※1	優良ハイブリッド自動車、CNG自動車の導入（使用過程車のCNG自動車への改造による導入を含む。）
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの（ただし、平正30年度補正予算事業（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）においては中小事業者に限る。）
補助対象経費	導入自動車の車両本体価格（CNG自動車への改造に要する経費を含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車をCNG自動車に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。
補助金の額	別に定める補助対象経費と通常車両価格の差額に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3
補助率	1 / 3
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業Ⅲの実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）
補助金交付申請要件	第5条第1項又は第3項に定める交付申請書の提出は、次の各号うち、第1号から、第3号又は第1号、第2号及び第4号の要件を満たす者のみができるものとする。 一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた者 二 地方公共団体等からの協調補助の交付決定を受けた者。ただし、平正30年度補正予算事業（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）における補助対象事業者においてはこの限りではない。 三 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が、CNGトラック又は優良ハイブリッドトラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。 四 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあっては、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す場合に、優良ハイブリッドトラック又はCNGトラックを単年度3台以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。

## 備考

※1 補助対象事業は次の各号の基準を満たすものでなければならない。

- 1 交付決定日から原則平成31年2月28日までの間に、電気バス等、燃料電池タクシー、電気タクシー、電気トラック、プラグインハイブリッドタクシーの新車新規登録をしたもの及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの及び電気自動車用充電設備等が導入されたものを補助の対象とする（超小型モビリティの導入を除く）。
- 2 超小型モビリティの導入については、超小型モビリティ認定制度によって基準緩和がなされた自動車を、主として日常生活での移動手段、公務・業務へ用いるものを補助の対象とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラック、CNGバス、CNGトラックの新車新規登録をしたもの又は使用過程車をCNGバス、CNGトラックへ改造し、自動車検査証の交付を受けたものを補助の対象とする。
- 4 経年車の廃車を伴う新車導入の「経年車」とは、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、新規登録年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が平成30年度中に11年以上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。
- 5 経年車の廃車を伴う新車導入の「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 6 経年車の廃車を伴う新車導入の廃車する自動車は、前項の引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること。
- 7 経年車の廃車を伴う新車導入について、廃車する自動車と新車導入する自動車との所有者名が自動車検査証上で一致していること。

※2 補助対象事業者は、表中の1.から3.に該当するほか、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- 1 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。
- 2 補助対象事業の成果を得るため、適切な事業管理能力を有すること。
- 3 表中の2.及び3.に該当する補助対象事業者にあつては、補助対象事業を実施する地域を管轄する地方公共団体と連携できること。

※3 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を補助金交付申請書に添付することにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除の対象とならない消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とすることができる。この場合は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額の有無が確定した時点で、速やかに第16号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して報告するものとする。

※4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする